

平成17年 9月 1日

各市町村(学校組合)立学校長 様

高知県教育委員会事務局

教職員課長

交通用具利用者の通勤届の適正化について(通知)

うえのことについては、これまでも適正な届出と受理等の取扱いをお願いしてきたところですが、依然として通勤距離の再確認を必要とする事例や通勤経路図の記載が不明瞭な事例、必要事項の記載漏れなどが多数見受けられ、認定処理に多大な時間を割かざるを得ないのが現実です。

つきましては、教職員一人一人が職員としての義務感と自己責任の意識を持ち、適正な届出を行うように、今後、通勤届を提出させる場合には、下記事項を遵守するようご指導いただくとともに、受理に際しては届出内容や記載事項を十分に確認してくださいようお願いします。

記

1 通勤距離測定表

通勤距離の正確性を担保するため、交通用具利用者の通勤届には、別添の「交通用具利用者の通勤距離測定表」を必ず添付するものとする。

なお、届出は通常利用する経路で行うが、当該経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合には、その経路についても距離を測定し、通勤経路図にその経路及び距離を付記するものとする。

2 通勤経路図

通勤経路図は、通勤経路が地図上で容易に特定できるように、次の事項に留意して記入するものとする。

- (1) 職員の住居が容易に特定できるように、団地名や近隣の目印となる建築(構造物、バス停などを必ず記入すること。
- (2) 通勤経路を明確にするため、路線名(県道〇〇号、県道〇×線など)や路線の変更地点における目印(建築物等)の記入を確実にすること。

— 問い合わせ先 —

高知県教育委員会事務局

教職員課 給与担当

電 話 : 088-821-4906

F a x : 088-821-4558

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 年 月 日

学 校 名

職 名

氏 名

記

○通常の通勤経路（注1、2参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離										通勤距離 (B)－(A)
		出発時点(A)					到着時点(B)					
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平均距離												. km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注3参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離										通勤距離 (B)－(A)
		出発時点(A)					到着時点(B)					
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路											. km
平均距離												. km

- 注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各1回計測し、その平均値を届出書に記載すること。
2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ2回の計測を行うこと。
3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合(保育所への送り迎えの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記1又は2により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。
4. 測定は、トリップメーター（表示距離を0にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で0にリセットしたうえで測定しても良い。）
5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離										通勤距離 (B) - (A)		
		出発時点(A)					到着時点(B)							
平成17年10月 3日（月）	往路・復路			1	2	3	4			1	4	5	6	22.2 km